

報告第22号

和解および損害賠償額の決定に
関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年10月29日次のとおり和解および損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

和解および損害賠償額の決定について

- 1 件 名 品川区役所本庁舎で起きた来庁者の負傷事故
- 2 事故の概要 平成30年4月20日総務部経理課の職員が、品川区役所本庁舎3階で設備の点検をしていた際、安全確認を怠り、後方を歩いていた来庁者に接触したため、同者が転倒し、左膝を打撲した。
- 3 示談の内容 損害賠償金（治療費等）を品川区が支払い、以後本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず何ら異議申立てをしないことを確約する。
- 4 損害賠償額 32,540円
- 5 相手方 
